

## 練馬区立図書館ホームページ管理要綱

平成 24 年 12 月 17 日  
24 練教光図第 1830 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、練馬区立図書館がインターネット上における情報発信を行うにあたり、練馬区立図書館ホームページ(以下「図書館ホームページ」という。)に掲載する情報の適正な管理および図書館ホームページの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、練馬区個人情報保護条例(平成 12 年 3 月練馬区条例第 79 号)、練馬区情報化管理規程(平成 16 年 11 月練馬区訓令第 24 号)および練馬区ネットワーク管理基準(平成 16 年 11 月 1 日情練企情発第 334 号)に定めるもののほか、つぎの各号に定めるところによる。

(1) インターネット

相互に接続されたネットワークで構成される世界規模の電子通信網をいう。

(2) ウェブページ

ウェブサーバに情報を掲載するため作成された一群の情報をいう。

(3) ウェブサーバ

ウェブページをインターネット上に発信するための電子計算組織をいう。

(4) コンテンツ

ウェブページのうち、最も下部の階層に登録される詳細情報を掲載したページをいう。

(5) 練馬区立図書館ホームページ

[www.lib.nerima.tokyo.jp](http://www.lib.nerima.tokyo.jp) のドメイン(インターネット上で、あるネットワークまたは電子計算組織を特定するための名称をいう。)で特定されるウェブサーバにおいて、館が管理するすべてのウェブページをいう。

### (練馬区立図書館ホームページ統括管理者の設置)

第 3 条 図書館ホームページの運用管理を統括するため、練馬区立図書館ホームページ統括管理者(以下「統括管理者」という。)を置く。

2 統括管理者は、光が丘図書館長の職にある者をもって充てるものとする。

### (統括管理者の責務)

第 4 条 統括管理者は、図書館ホームページを閲覧する者が情報を検索しやすい環境の提供に努めなければならない。

(統括管理者の所掌事項)

第5条 統括管理者は、つぎの各号に定める事項を所掌する。

- (1) 図書館ホームページを運用するための方針を決定もしくは変更すること。
- (2) 図書館ホームページに掲載する情報を決定すること。
- (3) 図書館ホームページのデザインおよびレイアウトに関すること。
- (4) 図書館ホームページのセキュリティに関すること。
- (5) ウェブサーバ上で稼動する各種サービスの追加、削除および変更について承認すること。

(練馬区立図書館ホームページ管理者の設置)

第6条 図書館ホームページの運用管理を行うため、練馬区立図書館ホームページ管理者(以下「管理者」という。)を置く。

- 2 管理者は、光が丘図書館事業統括係長の職にある者をもって充てるものとする。

(管理者の責務)

第7条 管理者は、運用上必要なネットワーク設定などについて、統括管理者と必要に応じて協議を行い、図書館ホームページのセキュリティおよび安定的な稼働を確保しなければならない。

(管理者の所掌事項)

第8条 管理者は、つぎの各号に定める事項を所掌する。

- (1) 図書館ホームページの運用を行うこと。
- (2) ウェブサーバおよび図書館ホームページを作成する練馬区立図書館情報システムの各種設定に関すること。
- (3) 第11条に定める練馬区立図書館ホームページ発信責任者の所掌事項について総括すること。
- (4) 図書館ホームページを編集するための操作員登録に関すること。
- (5) 総括管理者を補佐し、総括管理者に事故があるとき、または総括管理者が欠けたときは、その職務を代理すること。

(練馬区立図書館ホームページ発信責任者の設置)

第9条 図書館ホームページにおける各種情報発信の管理を行うため、練馬区立図書館ホームページ発信責任者(以下「発信責任者」という。)を置く。

- 2 発信責任者は、光が丘図書館管理係長、光が丘図書館事業統括係長(管理者と兼務)、光が丘図書館子供事業統括係長、練馬図書館長および石神井図書館長の職にある者をもって充てるものとする。

(発信責任者の責務)

第10条 発信責任者は、練馬区立図書館処務規程(昭和56年3月練馬区教育委員会訓令第2号)第3条に定める分掌事務について、図書館ホームページを活用し、迅速かつ正確に情報を提供するように努めなければならない。

(発信責任者の所掌事項)

第11条 発信責任者は、つぎの各号に定める事項を所掌する。

- (1) 分掌業務に係るコンテンツのデータの追加、削除および変更について、所属職員を指揮監督すること。
- (2) 分掌業務に係るコンテンツについて、次条に定める事項の確認を行うこと。
- (3) 分掌業務に係るコンテンツについて練馬区立図書館条例(平成5年3月練馬区条例第42号)第8条に規定する指定管理者が情報発信を望む場合、その指導監督に関すること。
- (4) その他統括管理者が必要と認めること。

第12条 発信責任者は、つぎの各号に定める事項に該当するコンテンツを発信することはできない。

- (1) 法令および公序良俗に反するもの
- (2) 図書館ホームページの公共性を損なう恐れのあるもの
- (3) 著作権、肖像権等の第三者が有する権利を侵害する恐れのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告および個人的宣伝に関するもの
- (5) 差別、偏見および不必要な区別を助長する恐れのあるもの
- (6) その他図書館ホームページにおいて発信する内容としてふさわしくないと認められるもの

(コンテンツの新規登録、変更および削除)

第13条 コンテンツの新規登録、変更および削除は、管理者が操作員として登録した者のみが行うことができる。

2 コンテンツの内容に疑義が生じた場合、管理者は、当該コンテンツの発信責任者に対して、内容の照会を行い、所要の修正または削除を依頼できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、セキュリティ対策上必要がある場合およびコンテンツの内容に重大な誤りがある場合等は、当該コンテンツの修正または削除を行うことができる。

(コンテンツの公開)

第14条 コンテンツの公開期間は、発信責任者が公開日として指定した日の午前0時から

終了日として指定した日の午後 12 時までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、統括管理者は、緊急かつやむを得ない場合、公開期間を変更することができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、光が丘図書館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 (平成27年 3 月26日26練教光図第2629号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成30年12月10日30練教光図第1676号)

この要綱は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。